

経営会議の内容

件 名	大和市立病院経営計画（案）について
所 管 部	市立病院事務局
日時・場所	平成24年1月19日（木）10:00～11:00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、病院総務課長
提 出 理 由	大和市立病院経営計画の策定に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・小児・周産期医療体制の充実についての具体的な計画を教えて欲しい。 （所管部）小児科医師の確保を積極的に行い、また、施設整備については、平成26年3月完成を目指す予定である。 ・ICUは充実しないのか。 （所管部）ICUの充実を行うには、更に医師や看護師が多数必要となる。また、地域医療支援病院の位置づけなども必要とされることから、ハードルは高いものである。検討はしていく考えはあるが、今回の計画の中でICUの充実の位置づけはしていない。 ・ICUは災害時に必要なもので、今後検討をしていって欲しい。また、職員の災害対応能力の向上にあたっては、消防との合同訓練の実施なども検討して欲しい。小児科においては、現在においても消防と検討会議を設けて連携を図っているが、今後は、他の診療科においても連携を図る検討を行って欲しい。 （所管部）了解した。 ・地方公営企業法の一部適用と全部適用の違いは何か。 （所管部）一部適用の場合管理者は市長となるが、全部適用では事業管理者を設けることとなり、事業管理者に人事と予算権限が付与され、一部適用に比べ、自立性が高くなる。現在、厚木市が全部適用に向け準備を行っているが、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市については一部適用となっている。 ・周辺市の小児医療の拠点を目指しているが、対象市はどこか。 （所管部）海老名市、座間市、綾瀬市である。 ・経営形態の見直しについては、「適切な経営形態を見極める」とあるが、どういうことか。 （所管部）現状の地方公営企業法の一部適用も含めて考えていくということである。 ・不採算医療の充実と財政状況の黒字化は相反する内容であるが、バランスをみた計画なのか。 （所管部）不採算医療については、法律に基づき市の一般財源からの繰り入れで対応することとなっているが、繰り入れ幅が少なくなるよう改善に努める考えである。 ・病床利用率はどれくらいなのか。また、計画ではどれくらいを見込んでいるのか。 （所管部）今年度4月から12月の時点で76.7%である。平成22年度決算では、75.5%であった。現計画では、81.9%を目標としており、今回の計画の平成24年度の目標値は、82%にする予定である。 ・周辺市の小児医療の拠点化にあたっては、周辺市の負担についてしっかり検討を行うこと。 （所管部）了解した。
会議結果	案のとおり、進めていく。